新卒者等のための

大好き熊谷！

新幹線らく賃通勤補助金

申請の手引き



令和８年度

熊谷市総合政策部企画課

目次

１　事業の目的 3

２　申請期間 3

３　申請フロー 3

４　補助対象
（１）対象者の要件 4

５　補助金額
（１）補助対象費用 4
（２）補助金の額 4
（３）補助の期間 4

６　申請手続
（１）交付申請 4
（２）交付決定 5
（３）実績報告書の提出 5
（４）確定 5
（５）補助金の請求 5
（６）補助金の取消し・返還 5

７　Q&A 6

※　記入例 11

１　事業の目的

熊谷市に居住している 30 歳未満の方で、新幹線を利用して通勤する新卒者等に対し、熊谷市新卒者等新幹線定期券購入補助金を交付することにより、若者の人口流出を抑制し、本市の定住人口の増加を図るとともに、将来にわたって活力ある地域社会を実現することを目的としています。

２　申請期間（補助対象期間）

令和８年４月１日（水）から令和９年３月３１日（水）

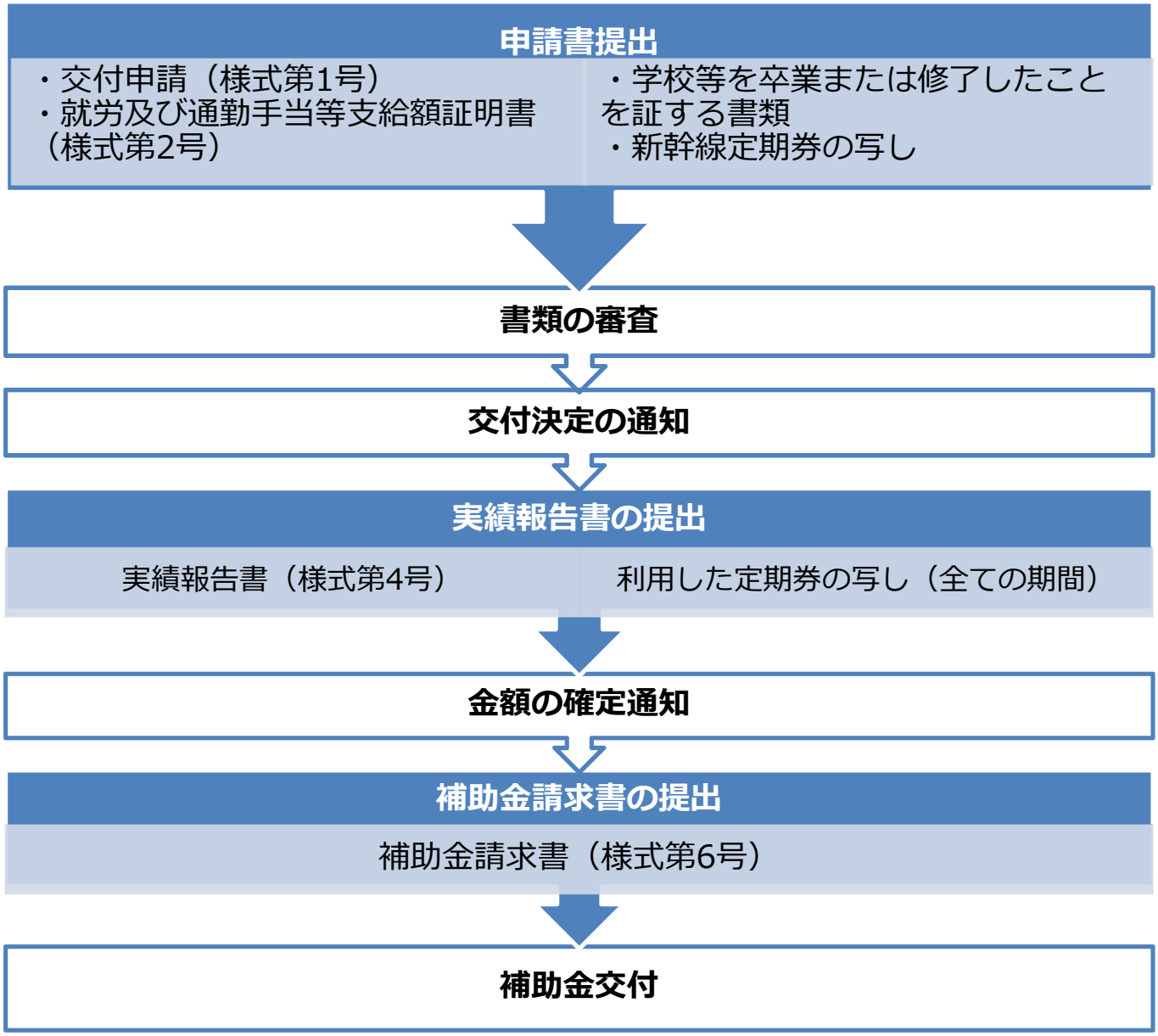
（新幹線定期券の通用期間ごとに申請することが可能です。）

上記期間内を通用期間とする新幹線定期券を補助対象とし、同期間内に提出された申請のみを受付いたします。

※予算に限りがあるため、申請期間（補助対象期間）の途中であっても申請を受付できない可能性があります。

３　申請フロー

申請の流れはおおむね次のようになります。



４　補助対象

（１）対象者の要件

補助対象者は、次の全てに該当する方です。

① 本市の住民基本台帳に記録がなされていること。 ※　補助金申請に係る新幹線定期券の購入日から、当該補助金の交付に至るまでの間、熊谷市に住民登録があることが条件となります。
② 令和３年４月１日以後に就職し、就職日（転職した場合にあっては、当該転職に係る就職日）から起算し、過去３年以内に学校を卒業または修了していること。
③ 申請した日において、申請者の年齢が３０歳未満であること。
④ 本市に継続して７年以上居住する意思を有すると認められること。
⑤ 新幹線定期券を購入し、上越・北陸新幹線熊谷駅を利用して通勤している、又は通勤する予定であること。
⑥ 申請者及びその世帯員に本市の市税及び国民健康保険税の滞納がないこと。
⑦ 申請者及びその世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

５　補助金額

（１）補助対象費用

新幹線定期券購入代金の一部（上限２万円／月）

（２）補助金の額

（1 か月の新幹線定期の額－新幹線にかかる通勤手当）×1/2（2 万円上限）

（３）補助期間　※年度ごとに申請が必要です。

新規申請に係る新幹線定期券の通用期間（申請年度の前年度は対象外）の初日から、申請者が 30 歳の誕生日を迎える前日まで（最大７年間）

※申請期間（補助対象期間）以前を通用期間とする新幹線定期券の補助はできません。

６　申請手続

（１）交付申請

必要書類を持参のうえ、市役所企画課の窓口（本庁舎３階）でご申請をお願いします。各行政センターでの受付はできませんのでご注意ください。

なお、郵送でのご申請も可能です。

（〒360-8601　　熊谷市宮町二丁目 47 番地 1　　熊谷市役所企画課　宛）

【申請に必要な書類】

	書類名	備考
①	熊谷市新幹線定期券購入補助金申請書（様式第１号）	毎回
②	就労及び通勤手当等支給額証明書（様式第２号）	各年度の１回目の申請
③	学校等を卒業または修了したことを証する書類	新規申請時のみ
④	新幹線定期券の写し等	毎回

（２）交付決定

申請書の受付後、税金の滞納状況の確認等、市の審査を行います。審査終了後に、申請者へ「熊谷市新卒者等新幹線定期券購入補助金交付決定通知書」を郵送します。

（３）実績報告書の提出

新幹線定期券適用期間終了後、適用期間終了日より２週間以内に必要書類を提出してください（郵送による報告も可能です）。

【実績報告に必要な書類】

	書類名
①	熊谷市新卒者等新幹線定期券購入補助金実績報告書（様式第４号）
②	申請期間に係る全ての新幹線定期券の写し等

（４）確定

実績報告書の受付後、市の審査を行います。審査終了後に、申請者へ「熊谷市新幹線定期券購入補助金確定通知書」を郵送します。

（５）補助金の請求

「確定通知書」により、補助金の額が確定した後、請求書の提出をお願いします。指定の口座（原則申請者名義の口座）を記入してください。

※申請者と別の口座に振り込む場合には記名押印された委任状（任意の様式）が必要です。

【補助金の請求に必要な書類】

	書類名	備考
①	熊谷市新卒者等新幹線定期券購入補助金交付請求書（様式第６号）	原則、申請者名義の口座

（６）補助金の取消し・返還

補助金の交付決定を受けた方が次のいずれかに該当した場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

① 偽りその他不正な行為により補助金の交付決定を受けた場合
② 補助金交付決定後の申請期間中に市外に転出した場合
③ 補助金交付決定後の申請期間中に新幹線定期券の払戻しをした場合
④ 交付決定の際に付した条件に違反した場合
⑤ その他規則及びこの要綱の規定に違反した場合

７　Q&A

〔対象者について〕

Q　新規申請について、年齢制限はありますか？

A　新規申請日において、申請者の年齢が 30 歳未満であることが条件です。

Q　なぜ新卒者等が対象なのですか？

A　熊谷市内に住む若年層の転出を抑制し、本市の定住人口の増加を図るとともに、将来にわたって活力ある地域社会を実現することを第一の目的としたため、新卒者等の若年層を対象としました。

Q　いつからいつまでに就職すれば対象になりますか？

A　令和３年４月１日以後に就労を開始し、当該就職年度以降に新幹線定期券の利用を開始した方が対象となります。ただし、就職日（転職した場合にあっては、当該転職係る就職日）から起算し、過去３年以内に学校を卒業または修了している必要があります。

Q　令和３年４月１日以後に転職をしましたが、該当になりますか？

A　令和３年４月１日以後に就労を開始している方で、その他要件を満たしていれば転職をされていても対象となります。なお、転職した場合にあっては、当該転職に係る就職日から起算し、過去３年以内に学校を卒業または修了している必要があります。

Q　熊谷駅から通勤しなければいけませんか？

A　熊谷駅からだけでなく、籠原駅や行田駅から熊谷駅に乗り継いで、新幹線の熊谷駅を起点として通勤する場合は対象となります。

Q　都内以外への通勤でも対象になりますか？

A　大宮や高崎などであっても、新幹線の熊谷駅を起点として新幹線通勤をする場合には、対象となります（籠原駅や行田駅から熊谷駅へ乗り継ぐ場合も含みます。）。

Q　都内に通学している場合は対象になりますか？

A　対象となるのは通勤だけですので、通学は対象になりません。

Q　新幹線定期券の申請期間内（定期券の有効期間内）に熊谷市に住民登録がありましたが、その後、市外へ転出しました。対象となりますか？

A　対象となりません。補助金申請に係る新幹線定期券の購入日から、当該補助金の交付に至るまでの間、熊谷市に住民登録があることが条件となります。

〔申請手続きについて〕

Q　申請に必要な書類はどこで入手できますか？

A　指定の様式については、企画課（本庁舎３階）の窓口で配布しているほか、本市ホームページからもダウンロードできます。

Q　申請書（様式第１号）の「申請期間」欄には何を書けばいいですか？

A　購入した新幹線定期券の通用期間、もしくは新幹線定期券の利用を予定する期間（ただし申請年度の３月３１日まで）を御記入ください。

Q　モバイル Suica の新幹線定期券を使って通勤していますが、実績報告書には何を添付すればいいですか？

A　JR 東日本のホームページ内で、定期券の購入・払い戻しの履歴（利用明細書等）を確認することができますので、その画面を印刷したものを提出してください。

Q　定期券が期間ごとに上書きされますが、実績報告書には何を添付すればいいですか？

A　通用期間が更新されるごとに、必ず定期券のコピーをとり、申請期間終了後に申請にかかる全ての期間のコピーを提出してください。

Q　補助金を他の家族の口座に振り込みたいのですが、どうすればいいですか。

A　**原則は申請者名義の口座に振込をいたします。**また、他の家族の口座に振り込む場合には、その都度記名押印された委任状（任意の様式）が必要です。

Q　誤った数字を書いてしまいましたが、どのように訂正すればよいですか。

A　誤った箇所を二重線で消していただき、訂正印か訂正署名（申請者のお名前：名字のみは不可）をお願いいたします。訂正印の場合は、申請者名欄にも押印いただきます。

〔申請期間について〕

Q　補助金の申請日前に定期券を購入した場合、いつから補助対象になりますか？

A　原則、新幹線定期券の通用期間の初日から対象となります。ただし、通用期間の初日が前年度の場合には、申請日の属する年度の４月１日からとなります。

Q　令和８年２月１日から令和８年４月 30 日を通用期間とした新幹線定期券（３カ月定期）を利用しています。この定期券の補助について、令和８年４月１日以降に申請することはできますか？

A　申請期間は、年度を超えてさかのぼることができません。
令和８年度事業の申請期間（補助対象期間）は令和８年４月１日から令和９年３月 31 日のため、「令和８年２月１日から令和８年３月 31 日」分は補助の対象とすることができませんのでご注意ください。
通用期間が複数年度にまたがる場合には、お手数ですが 2 回に分けて申請していただきますようお願いいたします。

Q　補助を受けられる期間の途中に新幹線通勤をしない期間がある場合、補助期間（最大７年）の終期は延びますか？

A　延びません。補助期間の初日から申請者が 30 歳の誕生日を迎える前日まで（最大７年間）で固定となります。

〔その他〕

Q　通勤時間はどのくらい短縮されますか？

A　乗車時間は次のとおりです。（午前８時頃に到着する場合の目安）

	在来線	新幹線	差
東京駅	７６分	３７分	３９分
上野駅	７０分	３１分	３９分
大宮駅	４１分	１２分	２９分
高崎駅	４２分	１４分	２８分

Q　１か月のあたりの補助金額はどのくらいですか？

A　新幹線分の通勤手当が会社等から支給されない場合は、次のとおりとなります（目安）。
また、１ヶ月に満たない期間がある場合は、補助見込額を日割りで算出します。
なお、１００円未満の端数は切り捨てて補助します。

新幹線定期券の購入額（月額）	**1ヶ月定期券を購入した場合**					
	在来線＋新幹線	うち在来線	うち新幹線		**補助見込額**	自己負担額
東京駅	72,860円	32,780円	40,080円		**20,000円**	20,080円
上野駅	67,190円	31,230円	35,960円		**17,900円**	18,060円
大宮駅	50,400円	18,720円	31,680円		**15,800円**	15,880円
本庄早稲田駅	44,800円	13,120円	31,680円		**15,800円**	15,880円
高崎駅	54,270円	22,590円	31,680円		**15,800円**	15,880円

新幹線定期券の購入額（月額）	**3ヶ月定期券を購入した場合**					
	在来線＋新幹線	うち在来線	うち新幹線	新幹線/月	**補助見込額/月**	自己負担額/月
東京駅	207,660円	93,410円	114,250円	38,083円	**19,000円**	19,083円
上野駅	191,530円	89,010円	102,520円	34,173円	**17,000円**	17,173円
大宮駅	143,630円	53,350円	90,280円	30,093円	**15,000円**	15,093円
本庄早稲田駅	127,660円	37,380円	90,280円	30,093円	**15,000円**	15,093円
高崎駅	154,660円	64,380円	90,280円	30,093円	**15,000円**	15,093円

記入例

第１号（第５条関係）

年　　月　　日

熊谷市長　宛

申請者の住所、氏名（自署）、電話番号を記入

申請者　住　　所　熊谷市宮町2－47－1
氏　　名　熊谷　太郎
電話番号　□□□－○○○－△△△△

熊谷市新卒者等新幹線定期券購入補助金交付申請書

熊谷市新卒者等新幹線定期券購入補助金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。

また、この申請に基づく交付の可否の決定に当たり、私及び世帯員に市税の滞納がないことの確認その他の確認について、関係部署へ照会することに同意し、併せて熊谷市に継続して７年以上居住することを誓約します。

生年月日	XXXX年　○月　○日　（申請者の生年月日）	
学校等を卒業または修了した年月日	XXXX年　○月　○日	
利用区間	熊谷駅から　○○　駅まで　（利用する新幹線停車駅）	
申請期間	XXXX年△月△日～XXXX年△月△日（終期は最長当該年度の３月31日まで）	
新幹線定期券の購入額	○○○○○　円／月　Ⓐ ※新幹線定期券の額から当該区間の普通定期券の額を　（新幹線定期券を利用する期間）	
新幹線にかかる通勤手当等受給額	□□□□□　円／月　Ⓑ　（勤務先より支給される新幹線定期券の手当額（ない場合は０円））	
補助金交付申請額	単位補助額（Ⓒ） （Ⓐ　Ⓐの金額　円－Ⓑ　Ⓑの金額　円）×１／２＝Ⓒ計算した金額　円 （上限２万円） Ⓒ　Ⓒの金額円×利用する月数月＝Ⓓ計算した金額円（100円未満切捨て） ■１か月に満たない期間がある場合 Ⓓ＋Ⓒ　Ⓒの金額円÷３０×１ヶ月に満たない月の定期期間の日数日 ＝　補助金額　円（100円未満切捨て） ※補助金の合計額は１会計年度内に２４万円を超えないものとする。	
添付書類	新規申請	□学校等を卒業または修了したことが確認できる書類
	各年度の１回目の申請	□就労及び通勤手当等支給額証明書
	毎　回	□新幹線定期券の写し等

記入例（事業所様用）

様式第２号（第５条関係）

就労及び通勤手当等支給額証明書

１　就労状況について

就労者名	**就労者名**		
勤務先	（通常勤務する場所） 住所　**通常勤務する場所の住所**　電話番号　**〇〇〇－▲▲▲－▲▲▲▲**		
	事業所名　**事業所名**		
就労年月日	**XXXX**年　〇月　〇〇日から　（年　月　日まで） （就労を開始した日）　（終期がある場合）		
就労日数	月平均　約〇〇日	就労時間	**〇〇時〇〇分から** **□□時□□分まで**

終期がある場合に記入

２　通勤方法について

通勤経路（バス停、駅名）
乗車駅　～　**利用する新幹線停車駅**　～　**勤務先最寄駅**
通勤経路のうち新幹線を利用する区間（駅名）
熊谷　～　**利用する新幹線停車駅**　～
新幹線利用にかかる手当支給　**有り　・　無し**　※どちらかに〇
上記の手当支給が有りの場合の額（１か月当たり）　〇〇〇〇〇　**円**

新幹線利用にかかる手当を支給している場合：
手当の額を記入（在来線手当分の支給額は含みません）。

証明書を記載した日を記入

XXXX年　〇月　〇〇　日

事業所の所在地などを記入のうえ、
代表者印を押印

所在地　**事業所所在地**
事業所名　**事業所名**
代表者名　**代表者名**　代表者印
担当者名　**担当者名**
電話番号　**〇〇〇－▲▲▲－▲▲▲▲**

〔雇用主の方へ〕

この証明書は、熊谷市新幹線定期券購入補助金の自己負担額を確認するために必要となる書類です。万が一訂正箇所がある場合、代表者印等により訂正してくださるようお願いいたします。なお、記載内容について、電話等により照会させていただく場合がありますのであらかじめ御了承ください。

記入例

様式第４号（第７条関係）

申請期間の最終日以降の日付を記入
※空欄でも可

年　月　日

熊谷市長　宛

申請者　住　所　熊谷市宮町2－47－1
氏　名　熊谷　太郎
電話番号　□□□－○○○－△△△△

申請者の住所、氏名（自署）、電話番号記入

熊谷市新卒者等新幹線定期券購入補助金実績報告書

熊谷市新卒者等新幹線定期券購入補助金交付要綱第７条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告いたします。

実績を報告する期間を記入

申請期間		XXXX年　○月　○日　～XXXX年　△月　△日 （終期は最長当該年度の３月３１日まで）
申請期間内に購入した新幹線定期券	利用区間	熊谷駅から　新幹線定期券利用　駅まで
	通用期間	XXXX年　○月　○日　～XXXX年　□月　□日
		XXXX年　□月　○日　～XXXX年　△月　△日
		年　月　日　～　年　月　日
		年　月　日　～　年　月　日
		年　月　日　～　年　月　日
		年　月　日　～　年　月　日
補助金請求額		補助金の請求額を記入　※空欄でも可　円
添付書類		□申請期間にかかる全ての新幹線定期券の写し等

申請した期間に購入し、利用した新幹線定期券の通用期間を記入

申請する期間に購入し、利用した新幹線定期券の写しを添付

記入例

様式第６号(第９条関係)

受付時に記入しますので、
空欄で差し支えありません。

年　　月　　日

熊谷市長　　宛

申請者　住　　所　熊谷市宮町2－47－1

申請者の住所、氏名等を記入

氏　　名　熊谷　太郎　　(※)

電話番号　□□□－○○○－△△△△

※振込口座の名義が請求者と異なる場合、本人が
手書きするか、又は記名押印してください。

確定通知書の日付
※空欄でも可

熊谷市新卒者等新幹線定期券購入補助金交付請求書

XXXX年　○月　○日付第　○○号で通知のあった補助金について、熊谷市新卒者等新幹線定期券購入補助金交付要綱第９条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額　○○○○○○　円

確定通知に記載のある金額を記入
※空欄でも可

【振込先】

金融機関名	○○銀行		支店名	××支店						
預金種別	(普通)	当座	口座番号	○	○	○	○	○	○	○
フリガナ	クマガヤ　タロウ									
口座名義人	熊谷　太郎									

申請者本人名義の口座について記入
※別名義の場合は、委任状が必要